

平成 24 年第 1 回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 3 号	受理年月日	平 20. 5. 19
件 名	「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等について		
結 果	平成 24. 3. 19 第 1 回定例会で 3 項採択		
付託委員会	経済企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、市町村は被害防止計画を定めることができることとされているが、同計画の作成に際しては、行政や被害農家のほか、専門家や自然保護団体を加えること、また、鳥獣捕獲の要請があったときは、情報及び対応を公開することを要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」、いわゆる鳥獣被害防止特措法では、市町村は国の基本指針に即して被害防止計画を作成し、同計画に基づいて被害防止の取り組みを推進することとされている。また、同法第 4 条第 4 項では、同計画は都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画等との整合を図るよう規定されており、本市においては、鳥獣の保護に配慮する観点から、各地域の鳥獣保護員も構成メンバーに加えた鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会の意見を聴取する中で、平成 22 年 3 月に鹿児島市鳥獣被害防止計画を策定したところである。また、鳥獣の捕獲許可の際には安全確保等のため、周辺地域の農事事務嘱託員や警察、さらには森林組合等に対し情報提供を行っており、今後も同様な対応を図っていききたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。</p>			